

感染性産業廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

1. 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」並びに関係法令に従い、奈良県広域消防組合（以下「甲」という。）が委託する感染性産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理を、受託者（以下「乙」という。）が受託し、適正に処理することを目的とする。

2. 件名

感染性産業廃棄物処理業務委託（単価契約）

3. 数量

単位：1 箱（500）

（※履行期間中の発注予定数は 2,910 箱であるが、数量を保証するものではない。）

4. 履行場所

奈良県橿原市四条町 840 番地

奈良県広域消防組合救急ワークステーション、他当組合が指定する場所

（※別紙履行場所参照）

5. 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（3 年間）

6. 業務内容

救急出場等において発生する廃棄物を適切に保管できる廃棄物梱包容器（以下「容器」という。）を設置するとともに、廃棄物処理法、その他関係法令を遵守し、適切に収集運搬及び処分業務を行う。なお、月 1 回以上収集運搬を行う。ただし、履行場所に収集運搬が必要な容器が発生していないことを確認できた場合は、この限りではない。

（1）甲から発生する廃棄物を関係法令等遵守のうえ、適正に収集運搬する。

（2）甲から発生する廃棄物を許可された施設で適正に処分する。

（3）廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋立て処分するものとする。

（4）上記許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。

（5）甲において保健所等に提出が必要な書類は乙が作成すること。

7. マニフェスト

- (1) 甲、乙は上記 6 の廃棄物の収集運搬及び処分につき、廃棄物の種類、数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含まれ、乙が甲に必要量提供する。

8. 容器の提供

容器は業務委託料に含まれるものとし、必要量を提供する。なお、容器はプラスチック製等又は金属製（耐貫通性のある堅牢な容器）とする。

9. 責任

乙は、甲から委託された廃棄物を受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を追うものとする。

10. 資格等

乙は廃棄物処理法に基づき、本業務委託に係る収集運搬に関する許可を受けた業者でなければならない。ただし、乙は甲が委託した廃棄物の処分について、廃棄物処理法の規定により、本業務委託に係る処分に関する許可を受けた業者（以下「丙」という。）を指定し、業務を行わせることができる。

11. 提出書類

乙は処分業者の分も含め、下記の許可証の写しを甲に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

- (1) 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項に規定する「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物）」
- (2) 感染性産業廃棄物処分業者指定証明書（処分業者を指定する場合）
- (3) 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項に規定する「特別管理産業廃棄物処分業許可証（特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物）」

12. 契約方法

- (1) 処分業者を指定しない場合は、甲と乙で廃棄物の収集運搬及び処分に係る契約書を取り交わすものとする。
- (2) 処分業者を指定する場合は、甲と乙で廃棄物の収集運搬に係る契約書を取り交わし、甲と丙で廃棄物の処分に係る契約書を取り交わすものとする。なお、本業務委託の全てに係る費用の請求及び受領については乙が行うこと。

13. 支払い

支払いにあつては、別紙履行場所から廃棄物を収集後、月初めに乙が甲に前月分を一括請求するものとし、甲が適法な請求書を受領した日から 30 日以内に乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。なお、請求先については、別紙請求先とす

る。また、請求金額の取扱いは、1ヶ月あたりの金額に消費税を含んだ金額とすること。但し、1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てた金額とする。

※契約期間中に消費税率が改正された場合は、改正後の消費税率による。

14. その他

- (1) 容器1箱あたりの費用については、収集運搬費、処理費、産業廃棄物税相当額、容器代、マニフェスト代等のすべてが含まれたものとする。
- (2) 容器については、契約締結日翌日から令和7年9月27日までに履行場所へ設置すること。
- (3) 本仕様書に定めるほか、詳細については甲と十分な協議を行うものとし、疑義が生じた場合は直ちに甲へ連絡すること。

名称	所在地	電話番号
救急ワークステーション (奈良県立医大附属病院内)	奈良県橿原市四条町840番地	0744-21-3041
天理消防署	奈良県天理市富堂町10番地 3	0743-62-3322
天理消防署東出張所	奈良県天理市福住町4792番地26	0743-68-6119
磯城消防署※ 1	奈良県磯城郡田原本町大字八尾72番地	0744-33-2461
山添消防署	奈良県山辺郡山添村大字大西942番地の 5	0743-85-0304
桜井消防署	奈良県桜井市大字上之庄327番地	0744-42-4119
桜井消防署東出張所	奈良県桜井市大字吉隠340番地の 1	0744-47-7119
五條消防署	奈良県五條市今井 4 丁目 3 番23号	0747-22-3310
大和郡山消防署	奈良県大和郡山市本庄町300番地	0743-59-1191
西和消防署	奈良県北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1 番 3 号	0745-73-1001
西和消防署北分署	奈良県生駒郡平群町梨本376番地	0745-45-3388
西和消防署東分署	奈良県生駒郡安堵町東安堵番条垣内957番地	0743-57-4156
西和消防署南分署	奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘 2 丁目20番 1 号	0745-32-0177
宇陀消防署	奈良県宇陀市榛原萩原1230番地	0745-82-3199
宇陀消防署南分署	奈良県宇陀市大字陀守道44番地の 4	0745-83-3199
宇陀消防署北分署	奈良県宇陀市室生大野2423番地の 1	0745-92-3199
葛城消防署	奈良県葛城市中戸475番地	0745-69-7171
吉野消防署	奈良県吉野郡吉野町大字宮滝17番地の 1	0746-32-1011
高田消防署	奈良県大和高田市大字大中19番地の 7	0745-25-0119
高田消防署南出張所	奈良県大和高田市大字出226番地の 1	0745-22-1939
高田消防署東出張所	奈良県大和高田市東雲町 6 番 5 号	0745-22-5556
橿原消防署	奈良県橿原市慈明寺町149番地の 3	0744-23-1155

名称	所在地	電話番号
橿原消防署北出張所	奈良県橿原市豊田町402番地	0745-23-7119
橿原消防署東出張所	奈良県橿原市小房町 9 番23号	0744-29-0119
御所消防署	奈良県御所市大字蛇穴250番地の 1	0745-62-0119
高市消防署	奈良県高市郡高取町大字観覚寺614番地	0744-52-4499
大淀消防署	奈良県吉野郡大淀町大字土田187番地	0747-52-1199
下市消防署	奈良県吉野郡下市町大字善城152番地	0747-52-2299
香芝消防署	奈良県香芝市本町1462番地	0745-76-4119
広陵消防署	奈良県北葛城郡広陵町大字疋相374番地の 1	0745-55-4123

※ 1

磯城消防署にあっては、令和 7 年度末に新庁舎（奈良県磯城郡田原本町大字宮古433－ 1 他）に移転予定であり、正式な移転場所の所在地、電話番号及び移転時期が決定すれば、早急に甲より連絡するもの。
また、上記以外に履行場所等に変更がある場合は、甲と乙が協議の上、業務を履行すること。

名称	所在地	電話番号
消防本部警防部救急課	奈良県橿原市慈明寺町149番地の3	0744-26-0116